

米穀販売業者 新制度移行 Q & A

平成16年3月

農林水産省総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室

(目次)

届出義務について	_____	1 P
事務・手続き関係	_____	2 P

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)・・・「食糧法」という。

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律・・・「改正法」という。

○(改正法による改正法の)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律・・・「法」という。

○(改正法による改正法の)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第17号)・・・「規則」という。

(届出義務について)

Q 出荷又は販売する米穀の量が20精米トン未満の事業者が事業開始の届出をする場合は受理されますか。

A 取扱数量にかかわらず、事業者が開始の届出をする場合は、受理されます。

Q 規則第29条の出荷数量、販売数量の当該年度とは、何を指すのですか。例えば、法人の場合は事業年度、生産者の場合は会計年度など。

A 当該年度とは、事業開始予定月の属する年度（4月1日から翌年3月31日）をいいます。

Q 「米穀の出荷又は販売の事業を行う者」の考え方として、無償譲渡の米は事業数量にカウントされますか。

A 法第47条第1項の届出義務が発生する事業規模（20精米トン）には無償譲渡はカウントされません。

Q 無登録業者や生産者の届出について、「20精米トン」の判断はあくまでも自己申告でよいのですか。

A 届出義務となる「年間取扱数量20精米トン以上」の判断は、通常は自己申告で行うこととなります。

ただし、行政が無届事業者に関し「年間取扱数量20精米トン以上であって、開始届出書を提出していない」との情報を入手した場合は、当該事業者に対する立入検査（法第52条）により事実確認の上、必要に応じて「事業開始届出書」の提出指導を行うとともに、50万円以下の罰金（法第58条）で対応することとなります。

(事務・手続き関係)

Q 開始届は、事業開始日より前に提出することになっていますが、無登録業者の場合、事業開始予定時期と届出の提出日は4月でよいのですか。

A 届出の受理は4月1日からとなりますが、経過措置（改正法附則第6条第2項）として、法施行日から一ヶ月の猶予期間を設けてありますので、20精米トン以上の事業を行う者であって、3月31日現在で無登録あるいは登録の期限が切れる者にあつては、4月中に届出をしなければなりません。

Q 平成13年4月1日に登録した業者は、平成16年3月31日で期限が切れますが新たに届出が必要ですか。

A 平成16年3月31日で登録期限が切れる業者については、「みなし届出」に該当しないため、年間取扱数量が20精米トン以上の場合は、平成16年4月中に事業開始の届出をしなければなりません。

Q 法第47条でいう「主たる事務所」とは何ですか。

A お米が足りなくなるなどの緊急時に命令を受けることが可能であり、かつ、帳簿上当該事業者全体（直営店、フランチャイズを含む）の米の取扱量を把握できる単位と考えており、基本的には、本社（本部）業務を行う事務所を想定しています。

なお、それが支店（支部）等の単位で行われていれば、その単位での届出となります。

（例：仕入をブロックまたは都道府県単位の支店（支部）等で行っており、帳簿も当該支部で整理されている場合）

Q 届出業者に対して、届出業者となった旨の通知は行われるのですか。また、業者番号等が変更されるものと見込まれますが、個々の業者へ（新規の番号を）連絡する必要があるのでしょうか。

A 届出制度においては、旧登録制度と異なり、届出業者に登録番号を通知することとしていないため、届出書を受理した旨の通知は特に行いません。

ただし、届出がされていることを確認したい方は、地方農政事務所へお問い合わせください。

また、書面をもって確認したい方は、同じく地方農政事務所で「米穀の出荷又は販売の事業の届出状況確認書」を出すこととしています。

Q 届出制度では、登録制度と異なり届出の区域を限定しなくなります
が、複数の都道府県で事業を行う者の届出の有無の確認をしたい場合
はどうすればよいのでしょうか。

A このような場合には、

- ① 販売先へ問い合わせる。
 - ② 最寄の地方農政事務所へ問い合わせる。
- 等により確認することとなります。

Q 生産者が売渡しの相手先について届出業者か否かを確認したい場合
はどうすればよいのでしょうか。

A 生産者が自ら生産した米穀を販売する相手先が届出事業者か否かを確認
する方法としては、

- ① 販売先へ問い合わせる。
 - ② 最寄の地方農政事務所へ問い合わせる。
- 等により確認することとなります。

Q 特定米穀（くず米）については、改正法による改正前の食糧法では
計画外としての扱いですが、改正法による改正後の食糧法においては、
届出の対象米穀となるのでしょうか。

A 特定米穀の定義は食糧管理法（昭和17年法律第40号）においては、
「くず米、碎米その他農林水産大臣の指定する米穀」と定義されていま
したが、改正法の改正後の食糧法においてはこのような定義が定められ
ていないことから「米穀」に含まれるものと解します。

加工用米（醸造用米含む）についても、「米穀」として20精米トン以上出荷または販売する場合は、届出が必要となります。

Q 県立農業高校等で生産された米を届出事業者を仲介することなく、20精米トン以上出荷又は販売した場合、開始届出は必要ですか。また、届出が必要な場合の届出者欄の記載方法はどのようにすればよいのですか。

A 学校法人、宗教法人、教育機関、試験研究機関等の区分にかかわらず、米穀を20精米トン以上（自ら生産した米穀であって、法第47条第1項の規定による届出をした者に出荷し、または販売するものの数量は含まない。）出荷または販売する者は届出の義務が生じます。

この場合、届出者欄の「商号、名称」欄に「学校名」を、「氏名」欄に「校長名」をそれぞれ記載することとなります。

Q 法人格を有しない団体（各構成員の販売数量は20精米トン未満）が販売する米穀の出荷または販売数量が20精米トン以上の場合の届出方法はどのようにすればよいのですか。

A 法人格を有しない団体が届出者となった場合は、当該団体名を記載するとともに、必要に応じ別様で、主たる構成員の氏名及び住所を記載して、届出書と一緒に提出していただくこととなります。

Q 変更届書の記入例で、変更事項の例「商号・名称・・・など」の中で「など」とは、具体的に何を指すのですか。また年間出荷、販売予定数量に大幅な変動があれば、変更届が必要ですか。

A 「など」には、開始届出書に記載されている郵便番号、電話番号も含まれます。

また、開始届出書に記載する予定数量は、「届出時点での年間の出荷又は販売予定数量」となっていることから、届出後の変更事項には該当しませんので、変更届は必要ありません。

Q 届出を済ませている業者が、しばらくのあいだ米の販売を休業する場合には廃止届が必要ですか。

A 休業であって業を廃止するわけではないので、廃止届の必要はありません。

Q 法第48条の帳簿について、種類別の数量管理のみとあるが、種類とは具体的に何を指すのでしょうか。

A 種類とは、うるち・もち、玄米・精米を指します。

Q 郵送やFAXでも可能とありますが、届出書に押印の必要はないのでしょうか。

A 届出者は、押印する必要はありません。